第2章

第4期計画のめざすところ

① 基本理念

基本理念

地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、
市民の手で支えあう福祉のまち

本計画は、前期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、「南魚沼市総合計画」で定める、市の将来像『自然・人・産業の和で築く安心のまち』を基調とし、市民の誰もが住み慣れた地域でお互いに支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

② 基本方針

基本理念の実現に向け、３つの基本方針を掲げます。

基本方針 1　市民参加で支える地域福祉

地域における支えあい活動の活性化を図り、住民同士で地域を支えあう仕組みづくりを進め、自立に向けた支援に取り組みます。

基本方針 2　利用者主体の福祉サービスの充実

子ども、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう、総合的な福祉サービスの提供を図ります。

基本方針 3　安心・快適な生活環境づくり

災害、犯罪及び事故の防止、災害等発生時の行政と地域の協働体制の確立など、誰もが安心して生活できる、生活環境づくりを推進します。

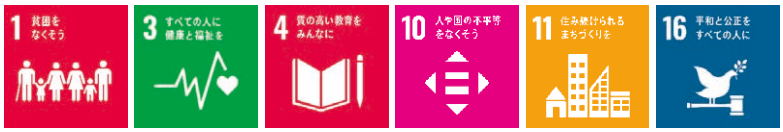

③ 施策の方向性

基本方針ごとに３つの施策の方向性を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

計画の体系

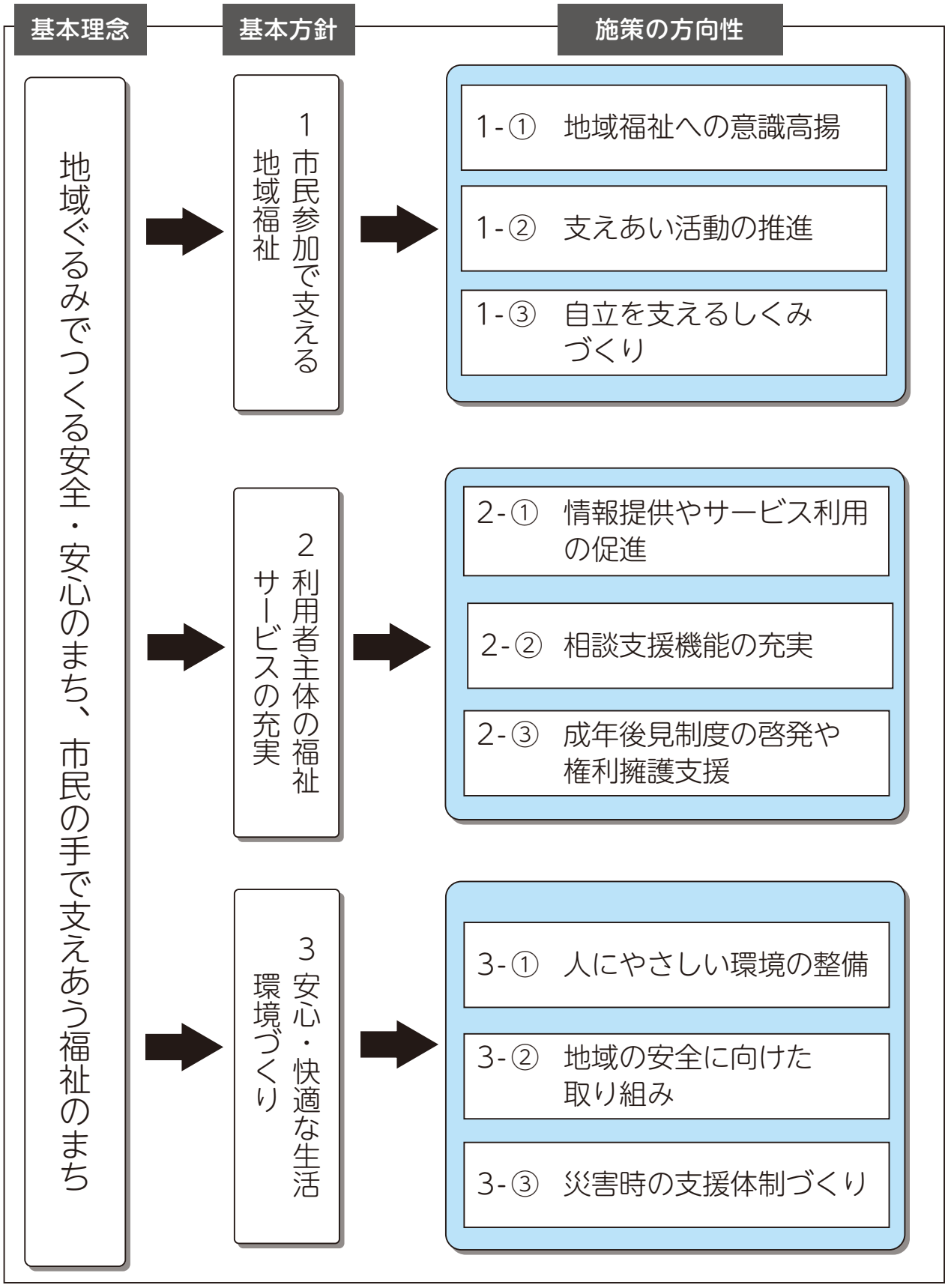

④ 施策の展開

基本方針 1 市民参加で支える地域福祉

1-❶ 地域福祉への意識高揚

【現状と課題】

地域の諸課題の解決に向け、自助・共助・公助により、地域で活躍する誰もが協働して支えあう仕組みづくりが「地域福祉」です。地域福祉の推進には市民による積極的な参加が不可欠であり、市民一人ひとりが地域の一員であることを認識することが、最初の第一歩となります。

また、将来の担い手を育成する上で重要な取り組みとして、子どもたちに対する福祉や人権についての教育が挙げられます。年を取ることや障がいを持つことは誰でも起こりうることで、他人事ではなく、自分事としてとらえられるよう子どもたちの思いやりの心を育むとともに、助けあいの精神や地域のつながりなどの意識の醸成に向け、引き続き取り組む必要があります。

《社会福祉協議会の役割》

◇福祉のまちづくり事業を通じ、地域の組織化やコミュニティづくりを進めます。
◇小中学生のボランティア体験や福祉の出前講座などを通じて、地域と学校教育との連携を図り、福祉の心を育む教育活動の推進に努めます。
◇思いやりの心や福祉の関心を高めるため、小中学校等で開催する福祉講演会等を支援します。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

1-❶	▼詳しい内容は…	
重 福祉のまちづくり事業の充実（具体的な取り組み）	11ページ	No.1
重 小中学生ボランティア体験学習	11ページ	No.2
重 社会福祉協力校支援事業の充実	12ページ	No.3
拡 福祉体験出前講座の拡充	12ページ	No.4
拡 ボランティアふれあい祭りの拡充	12ページ	No.5

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 福祉のまちづくり事業の充実

取り組みの内容・例

地域住民が共に支えあい、助けあいながら暮らせるよう、福祉意識を高めてもらうことを目的として、市内の12地区を「福祉のまちづくり運動推進地区」に指定し、地域住民の福祉組織化や地域コミュニティづくりに取り組み、講演会や福祉講座、研修会等の開催のための支援を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❶・3-❷・3-❸	8地区を指定	9地区を指定	10地区を指定	11地区を指定	12地区を指定

《福祉のまちづくり事業》
地域課題について話し合う地域役員会の様子

重 No.2 小中学生ボランティア体験学習

取り組みの内容・例

福祉教育の推進を目的として、市内の小中学生等を対象に夏休み期間中にボランティア体験学習を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❶・3-❶	延べ140人参加	延べ150人参加	延べ160人参加	延べ170人参加	延べ180人参加

《小中学生ボランティア体験学習事業》
夏休みボランティア体験での車いす体験の様子

重 No.3 社会福祉協力校支援事業の充実

取り組みの内容・例

市内小中学校で福祉に関係する講演会等を開催する際の講師謝礼や交通費に対し助成を行います。また講演会等を行わない学校においても児童会、生徒会、委員会、クラブ活動等の中で福祉についての学習を実施するための支援を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❶	支援	支援	支援	支援	支援

《福祉体験出前講座》
小学校での福祉体験出前講座の様子

拡 No.4 福祉体験出前講座の拡充

取り組みの内容・例

子どもたちの思いやりの心を育てるため、当事者団体等と連携し、開催を希望する学校や地域等で福祉出前講座を開催します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❶・3-❶	開催学校数5校	開催学校数6校	開催学校数7校	開催学校数8校	開催学校数9校

拡 No.5 ボランティアふれあいまつりの拡充

取り組みの内容・例

ボランティア活動参加へのきっかけづくりや活動内容のPRを目的として、ボランティアが参加して行う「ボランティアふれあいまつり」を支援します。また、他の地域への拡充を検討します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❶	内容協議・検討	実施	実施	実施	実施

1-❷ 支えあい活動の推進

【現状と課題】

社会福祉協議会が行ったアンケート調査では「地域において、これから特に支援が必要だと思う対象は誰ですか」の問いで、一番多い答えが「一人暮らし高齢者」、2番目は「高齢者や障がい者を介護している人」が挙げられました。ただ、これら支援には社会福祉協議会だけでなく、地域の組織・団体も含めた地域住民同士の「支えあい」が不可欠です。また、その支えあい活動を推進するためには、住民同士の顔が見える交流の場の確保が必要となります。

また、ボランティア活動への関心は高まっていますが、活動への参加者は減少傾向にあり、継続的な参加は難しい様子がうかがえます。参加へのきっかけづくりと、継続して参加することができる仕組みづくりが必要です。

《社会福祉協議会の役割》

◇地域交流の場であるふれあい・いきいきサロンを各行政区に開設し、地域での孤立防止と交流促進を図ります。

◇地域住民相互の助けあい活動である南魚沼なじょもネットを広く周知し、ちょっとした困りごとは地域の中で解決できる仕組みを広げます。

◇ボランティア活動の様子を紹介するなど、活動に対するきっかけづくりを行うとともに新規立ち上げ支援を行います。

◇ひとり親世帯や生活にお困りの世帯に対して食糧や日用品の支援を行うとともに、地域全体で必要な世帯を支える仕組みづくりを行います。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

1-❷	▼詳しい内容は…	
重 ふれあい・いきいきサロンの充実	14ページ	No.1
重 ボランティアセンター事業の充実	14ページ	No.2
重 ボランティアグループ活動支援事業の充実	15ページ	No.3
重 南魚沼なじょもネットの充実	15ページ	No.4
重 定期型お茶の間サロンの充実	16ページ	No.5
障がい者いきいきサロンへの支援	16ページ	No.6
新 ひとり親世帯等食糧支援事業の充実	16ページ	No.7

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 ふれあい・いきいきサロンの充実

取り組みの内容・例

地域の集会所等を利用し、地域住民同士が互いに支えあう関係づくりを行うふれあい・いきいきサロンの立上げ支援や研修会の開催等、活動を支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	活動回数 500回 参加人数 6,000人	活動回数 700回 参加人数 9,000人	活動回数 1,490回 参加人数 20,400人	活動回数 1,490回 参加人数 20,400人	活動回数 1,490回 参加人数 20,400人

《ふれあい・いきいきサロン事業》
サロン活動風景（栄町サロン）

重 No.2 ボランティアセンター事業の充実

取り組みの内容・例

ボランティア活動の推進を目的として、ボランティアをしたい方とボランティアから来てもらいたい方のマッチングや受付、登録、活動紹介や啓発、団体の立上げ支援やスキルアップのための研修などを行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	登録 1,600人 （実数）	登録 1,650人 （実数）	登録 1,700人 （実数）	登録 1,750人 （実数）	登録 1,800人 （実数）

《ボランティアセンター事業》
運営委員会の様子

重 No.3 ボランティアグループ活動支援事業の充実

取り組みの内容・例

ボランティア活動の推進を目的として、ボランティアグループの活動に対して、助成を行うなど、他の助成情報等について、積極的に情報発信を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	登録105グループ	登録105グループ	登録110グループ	登録110グループ	登録115グループ

《ボランティアグループ活動支援事業》
スクールガードボランティアの様子

重 No.4 南魚沼なじょもネットの充実

取り組みの内容・例

地域の中でお互いに支えあい助けあう地域づくりを目的に、有償の地域住民相互の支えあい活動を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	実施	実施	実施	実施	実施

《南魚沼なじょもネット》
なじょもさんによる家事支援の様子

重 No.5　定期型お茶の間サロンの充実

取り組みの内容・例

高齢者や障がい者、子育て中の方等、いろいろな世代の方々が「地域の茶の間」として利用し、孤独の解消、問題解決の糸口となれるような自分自身の居場所づくりを支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	参加者 500人	参加者 600人	参加者 700人	参加者 750人	参加者 800人

《定期型お茶の間サロン》
“しゃべり場お六”活動の様子

No.6　障がい者いきいきサロンへの支援

取り組みの内容・例

障がい（児）者の仲間づくり等を目的としたサロン活動を支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷	市内 2ヶ所	市内 2ヶ所	市内 2ヶ所	市内 2ヶ所	市内 2ヶ所

新 No.7　ひとり親世帯等食糧支援事業の充実

取り組みの内容・例

市内に住むひとり親世帯や子ども食堂等に対して、食糧や日用品を配布し、支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❷・1-❸	年2回 実施	年2回 実施	内容協議 ・検討	実施	実施

《ひとり親世帯等食糧支援事業》
食糧支援事業の様子

1-❸ 自立を支えるしくみづくり

【現状と課題】

近年、生活困窮者と呼ばれる複雑な問題を抱えて社会的・経済的に孤立する人や家庭が増加傾向にあります。国は、平成27年に生活困窮者自立支援法を施行し、相談支援などに取り組んでいます。

社会福祉協議会では市から委託を受け「くらしのサポートセンターみなみ」を設置し、問題を抱える人が安心・安定した生活が送れるように支援体制を整えました。今後、更なる周知と積極的にアウトリーチを行い、相談者の発見とともに複数の支援機関が確実につながる体制づくりを整えていきます。また、親から子への貧困の連鎖も問題となっています。その問題を断ち切るような取り組みと仕組みづくりが必要です。

《社会福祉協議会の役割》

◇生活困窮者自立支援制度と「くらしのサポートセンターみなみ」の周知を図ります。
◇誰もが安定した生活を送ることができるように、関係機関との連携や総合的な支援体制を整備します。
◇市より委託を受けて行っている「子どもの学習支援」の推進に努めます。
◇地域内で誰もが参加できる地域食堂や子ども食堂の立上げ支援を行います。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

1-❸	▼詳しい内容は…	
重 くらしのサポートセンターみなみの充実	18ページ	No. 1
重 生活困窮者自立相談支援事業の充実	18ページ	No. 2
重 家計改善支援事業の充実	18ページ	No. 3
重 就労準備支援事業の充実	19ページ	No. 4
重 子どもの学習支援事業の充実	19ページ	No. 5
重 日常生活自立支援事業の充実	19ページ	No. 6
重 生活困窮者救援物資配布事業	20ページ	No. 7
重 生活福祉資金貸付事業	20ページ	No. 8
法外援護事業	20ページ	No. 9
新 地域食堂立上げ支援事業	20ページ	No.10
新 ひとり親世帯等食糧支援事業の充実（再掲）	16ページ	No. 7 再

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 くらしのサポートセンターみなみの充実

取り組みの内容・例

経済的な困りごとと合わせて、生活上でさまざまな不安や課題を抱えた方の相談窓口である「くらしのサポートセンターみなみ」の事業周知のため、関係事業所にポスターの配布を行い認知度アップと市民とのアクセス環境の改善を図ります。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❷	パンフレット配布事業所数155事業所	パンフレット配布事業所数155事業所	パンフレット配布事業所数155事業所	パンフレット配布事業所数155事業所	パンフレット配布事業所数155事業所

重 No.2 生活困窮者自立相談支援事業の充実

取り組みの内容・例

生活保護制度を利用している方以外で、生活にお困りで安定した生活を維持することができなくなる恐れのある方の相談に応じ、個々の状態にあった支援計画の作成や関係機関との連携等を含めた支援を包括的に行います。それによって、困窮状態から早期に脱却して自立できるよう支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❷	新規相談110件 プラン作成25件	新規相談110件 プラン作成25件	新規相談110件 プラン作成25件	新規相談110件 プラン作成25件	新規相談110件 プラン作成25件

重 No.3 家計改善支援事業の充実

取り組みの内容・例

家計に問題を抱える方からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして相談者に寄り添いながら、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❷	新規相談20名 プラン作成10名	新規相談20名 プラン作成10名	新規相談20名 プラン作成10名	新規相談20名 プラン作成10名	新規相談20名 プラン作成10名

重 No.4 就労準備支援事業の充実

取り組みの内容・例

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❷	新規相談10名 プラン作成5名	新規相談10名 プラン作成5名	新規相談10名 プラン作成5名	新規相談10名 プラン作成5名	新規相談10名 プラン作成5名

重 No.5 子どもの学習支援事業の充実

取り組みの内容・例

学習面でお悩みのあるご家庭のお子さんの学習を支援します。また、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくり、進学支援や高校中退防止の支援、ご家庭の生活相談などもおこないます。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❷	参加者25名	参加者25名	参加者25名	参加者25名	参加者25名

重 No.6 日常生活自立支援事業の充実

取り組みの内容・例

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の支援を行うことにより、安心して自立した生活が送れるよう相談・支援を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸・2-❸	利用者20名	利用者20名	利用者20名	利用者20名	利用者20名

重 No.7 生活困窮者救援物資等支援事業

取り組みの内容・例

緊急的に支援が必要な生活にお困りの方や世帯に対し、食糧物資等の援助を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸	予算執行100%	予算執行100%	予算執行100%	予算執行100%	予算執行100%

重 No.8 生活福祉資金貸付事業

取り組みの内容・例

低所得、高齢者、障がい者世帯等で生活にお困りの方を対象に、経済的自立と生活意欲の増長、社会参加の促進を図ることを目的に低利で貸付を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸	相談対応件数延500件	相談対応件数延500件	相談対応件数延500件	相談対応件数延500件	相談対応件数延500件

No.9 法外援護事業

取り組みの内容・例

生活保護や公的年金等、現行制度による援護を受けられず緊急的かつ一時的に生命維持が困難な状況にある世帯に対し、生命維持と安定を図ることを目的に金品を支給します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸	延70件	延70件	延70件	延70件	延70件

新 No.10 地域食堂立上げ支援事業

取り組みの内容・例

食を通じて地域の子どもと大人が交流する「地域食堂」や「子ども食堂」の活動を支援します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
1-❸	立上げ支援	立上げ支援	立上げ支援	立上げ支援	立上げ支援

基本方針 2 利用者主体の福祉サービスの充実

2-❶ 情報提供やサービス利用の促進

【現状と課題】

社会福祉協議会が行ったアンケート調査では、福祉サービスに関する情報は社協だより及び市の広報誌から得ている人が多いことがわかりました。広報誌による効果的な情報提供を今後も継続する必要があります。また、福祉サービスの提供について、適切な情報が必要な時に得られるよう、紙媒体だけでなく、多様な手段による効果的な情報提供を行っていく必要があります。

利用者主体のサービスであるためには、多様化するニーズを捉えてサービスを提供することや内容を正しく周知することが重要です。サービスの利用者が住み慣れた地域で安心・安全に生活が送れるよう、各種サービスを正しく理解するため、わかりやすい情報発信や必要なサービスへとつなげる多様な支援が求められます。

《社会福祉協議会の役割》

◇社協だよりの発行等、わかりやすい福祉情報の提供と見やすい紙面づくりを心がけます。
◇情報を必要とする人が入手しやすい手段での情報提供に努め、迅速に正確な情報を発信します。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

2-❶		▼詳しい内容は…	
重	南魚沼市社協だよりの発行	22ページ	No.1
重	生活・介護支援サポーター養成講座の充実	22ページ	No.2
	児童公園遊具設置助成事業	23ページ	No.3
	ホームページやフェイスブックの充実	23ページ	No.4
重	ボランティアセンター事業の充実（再掲）	14ページ	No.2 再
重	ボランティアグループ活動支援事業の実施（再掲）	15ページ	No.3 再
重	南魚沼なじょもネットの充実（再掲）	15ページ	No.4 再

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 南魚沼市社協だよりの発行

取り組みの内容・例

社協の取り組みや事業紹介など、地域住民に向けた福祉に関する情報発信の場として広報誌を年６回発行し、福祉サービスやボランティア情報の発信を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2-❶	年間６回発行	年間６回発行	年間６回発行	年間６回発行	年間６回発行

《社協だより発行事業》
年６回（2月15日、4月15日、6月1日、8月15日、10月1日、12月15日）に発行している社協だより

重 No.2 生活・介護支援サポーター養成講座の実施

取り組みの内容・例

地域住民相互の支えあい活動やボランティア活動の新たな担い手を養成するため、生活・介護支援サポーター養成講座を実施します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2-❶・2-❸・3-❶	年間４回実施	年間４回実施	年間４回実施	年間４回実施	年間４回実施

《生活・介護支援サポーター養成講座》
「ボランティア入門講座」の様子

No.3 児童公園遊具設置助成事業

取り組みの内容・例

行政区が管理する児童公園等に遊具（ブランコ、滑り台、鉄棒、シーソー、砂場等）を設置するための助成を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2-❶	助成	助成	助成・検証	助成	助成

《児童遊具設置助成事業》
設置助成事業で購入した遊具（鉄棒）の様子

No.4 ホームページやフェイスブックの充実

取り組みの内容・例

幅広い世代に社会福祉協議会の活動を知ってもらうため、ホームページやフェイスブック等を活用し、最新の情報をタイムリーに発信します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2-❶	フェイスブック投稿数210回	フェイスブック投稿数220回	フェイスブック投稿数230回	フェイスブック投稿数240回	フェイスブック投稿数250回

《フェイスブック》
社会福祉協議会のフェイスブック
https://www.facebook.com/shakyo.minamiuonuma

2-❷ 相談支援機能の充実

【現状と課題】

複雑で多様な相談ニーズ（生活課題）に対応するためには、地域の実情に即した相談・支援体制が求められます。

社会福祉協議会では、相談窓口である「くらしのサポートセンターみなみ」を開設し、悩みのあるすべての人にとって利用しやすくなるように相談体制を強化しました。

また、多様化、複雑化する相談や虐待など専門的分野の相談は、迅速かつ確実に関係する部署につなげる仕組みづくりと相談後の生活が安心して過ごせるように、継続的な支援と家族への支援が必要です。

《社会福祉協議会の役割》

◇地域の身近な相談・支援機能の充実に取り組みます。
◇利用者の立場に寄り添ったサービス提供を行うため、各相談機関とのネットワークの強化など、地域住民が相談しやすい環境づくりに努めます。
◇相談に携わる関係者の資質向上を図り、解決のための知識とスキルを高めます。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

2-❷	▼詳しい内容は…		
重 くらしのサポートセンターみなみの充実（再掲）	18ページ	No.1	再
重 家計改善支援事業の充実（再掲）	18ページ	No.3	再
重 就労準備支援事業の充実（再掲）	19ページ	No.4	再
重 子ども学習支援事業の充実（再掲）	19ページ	No.5	再

2-❸ 成年後見制度の啓発や権利擁護支援

【現状と課題】

成年後見制度は、サービスを利用する際の契約行為や財産管理が必要な場合において、認知症や知的障がい・精神障がいによって判断能力が不十分な人を支援するものであり、少子高齢化や家族関係の希薄化などにより、今後制度に対するニーズは更に高まることが予測されます。また、家族からの経済的な虐待や搾取などの被害にあっている人については、制度利用の必要性が高い反面、自ら支援を求めることができなかったり、家族が制度利用を拒否したりする場合があります。このような事例では、専門機関による介入が不可欠であり、速やかに対応できるよう福祉、医療、保健、司法等の関係者と連携し、地域の実情に沿ったネットワークや体制づくりを進めます。加えて、制度の利用につながった後も継続的に見守り、対応する仕組みを構築し、当事者の生活を継続支援していくことも求められています。

《社会福祉協議会の役割》

◇法人後見事業の実施を促進します。
◇誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう地域の福祉活動の支援に取り組みます。
◇福祉サービスの担い手の養成と質の向上に取り組みます。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

2-❸	▼詳しい内容は…		
重 法人後見事業の実施	25ページ	No.1	
重 日常生活自立支援事業の充実（再掲）	19ページ	No.6	再
重 生活介護支援サポーター養成講座の充実（再掲）	22ページ	No.2	再

重 No.1 法人後見事業の実施

取り組みの内容・例

社会福祉協議会が成年後見人等に就任し、判断能力の不十分な方の①財産管理、②身上監護等について後見事務を実施します。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
2-❸	受任件数 5件	受任件数 5件	受任件数 5件	受任件数 5件	受任件数 5件

基本方針 3　安心・快適な生活環境づくり

3-❶ 人にやさしい環境の整備

【現状と課題】

これまで市が中心となり、公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入について推進してきましたが、誰もが安心・安全に生活できる暮らしやすいまちづくりを推進するためには、市民が障がいの特性についての理解を深めることと地域の支えあいが必要です。

そのためには、幼い時から障がいの特性について学び、ユニバーサルデザインを活用し、理解促進と地域の支えあい活動の推進を図る必要があります。

また、冬期間の除雪作業は、高齢者や障がい者等の要配慮者にとって大きな負担です。除雪ボランティアの派遣等、除雪作業の負担を軽減するための支援を継続する必要があります。除雪ボランティアは、市民だけではなく、市外からのボランティアを積極的に募集するなど人材不足の解消に取り組む必要があります。

《社会福祉協議会の役割》

◇子どものうちから障がいの特性について学べるよう福祉体験出前講座の充実に努めます。
◇除雪ボランティアの育成等、除雪に関する支援を行います。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

3-❶		▼詳しい内容は…		
重	除雪ボランティア活動の推進	27ページ	No.1	
	紙おむつ購入費助成事業の実施	27ページ	No.2	
	乳幼児交通費助成事業の実施	27ページ	No.3	
	歳末見舞い事業の実施	28ページ	No.4	
拡	小中学生ボランティア体験学習（再掲）	11ページ	No.2	再
重	福祉体験出前講座の拡充（再掲）	12ページ	No.4	再
重	生活・介護支援サポーター養成講座の充実（再掲）	22ページ	No.2	再

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 除雪ボランティア活動の推進

取り組みの内容・例

豪雪時に自力では除雪ができない要配慮世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣します。また、除雪ボランティア活動を地域に広げるため、希望する地域に対し、除雪用具等の貸し出しを行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
3-❶	参加者延140人	参加者延140人	参加者延140人	参加者延140人	参加者延140人

《除雪ボランティア活動推進事業》
除雪ボランティア活動の様子

No.2 紙おむつ購入費助成事業の実施

取り組みの内容・例

満3歳以上、65歳未満の在宅で常時紙おむつが必要な方に、紙おむつ購入費の助成を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
3-❶	実施	実施	実施・検証	実施	実施・検証

No.3 乳幼児療育交通費助成事業の実施

取り組みの内容・例

世帯の負担軽減を目的として、保健課と連携しながら、乳幼児が療育のため、市外へ通院及び通所を行う際の交通費の助成を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
3-❶	実施	実施	実施・検証	実施	実施・検証

No.4　歳末見舞い事業の実施

取り組みの内容・例

毎年12月に生活支援を必要とする世帯に対し、歳末見舞品（灯油引き換え券等）の配布を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
3-❶	実施	実施・検証	実施	実施	実施・検証

《歳末見舞い事業》
歳末見舞品としてお渡しする灯油引き換え券

3-❷ 地域の安全に向けた取り組み

【現状と課題】

市民の誰もが地域で安心して暮らすためには、交通事故防止、火災予防、子どもや高齢者などを犯罪から守るための防犯対策などの環境づくりが重要となります。また、社会福祉協議会が行った住民アンケートでも、特に一人暮らし高齢者に対しての支援が必要という声が強く上がっています。

社会福祉協議会では住民が地域でともに支えあい、助けあいながら暮らせるよう、市及び民生委員・児童委員、保護司やボランティア等、関係機関との連携を密にし、情報の共有化を図っていきます。

《社会福祉協議会の役割》

◇独居老人等、要配慮世帯について、行政区や民生委員・児童委員、保護司やボランティア等、関係機関等と情報共有を行い、地域ぐるみで見守る体制づくりを行います。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

3-❷　▼詳しい内容は…

重 福祉のまちづくり事業の充実（再掲）　11ページ | No.1　再

3-❸ 災害時の支援体制づくり

【現状と課題】

災害発生時には身の安全を自分やその家族・親族で守る「自助」、行政区や住民同士の協力による「共助」、そして市や公的機関の支援による「公助」が協働することで、被害の軽減が図られます。特に支援がなければ避難が難しい「要配慮者」や「避難行動要支援者」については、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員などの協力のもと、住民同士がお互いに助けあう「共助」による避難体制づくりや、避難先での生活支援等が求められます。

《社会福祉協議会の役割》

◇災害時の支援が円滑にできるよう、情報の共有や訓練の実施により、地域の力で救助や避難が可能となる体制を整えます。

◇災害発生時に支援が必要となる要配慮者等に対して、住民同士がお互いに助けあう「共助」による避難支援体制の整備を行います。

新…新規に取り組むこと　重…重点的に取り組むこと　拡…これまでより拡充して取り組むこと　再…再掲

3-❸	▼詳しい内容は…	
重 災害ボランティア研修会の実施	29ページ	No.1
重 福祉のまちづくり事業の充実（再掲）	11ページ	No.1 再

2022 − 2026 取り組み内容

重 No.1 災害ボランティア研修会の実施

取り組みの内容・例

地震、風水害、豪雪等の災害時に求められる地域の力や役割において理解を深め、災害発生時に地域においてどんな支援ができるのか考えるための研修会や視察研修を行います。

関連する施策の方向	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
3-❸	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施

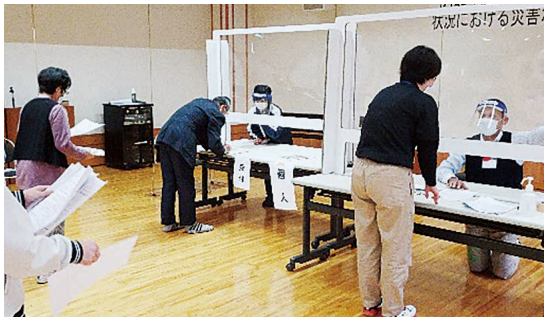

《災害ボランティア研修会》
「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンター設置訓練」の様子

⑤ 計画の推進にむけて

1　それぞれの役割

すべての市民が、安全で、安心して暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取り組みと市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、保護司、ボランティアやNPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、社会福祉協議会と市（行政）は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。

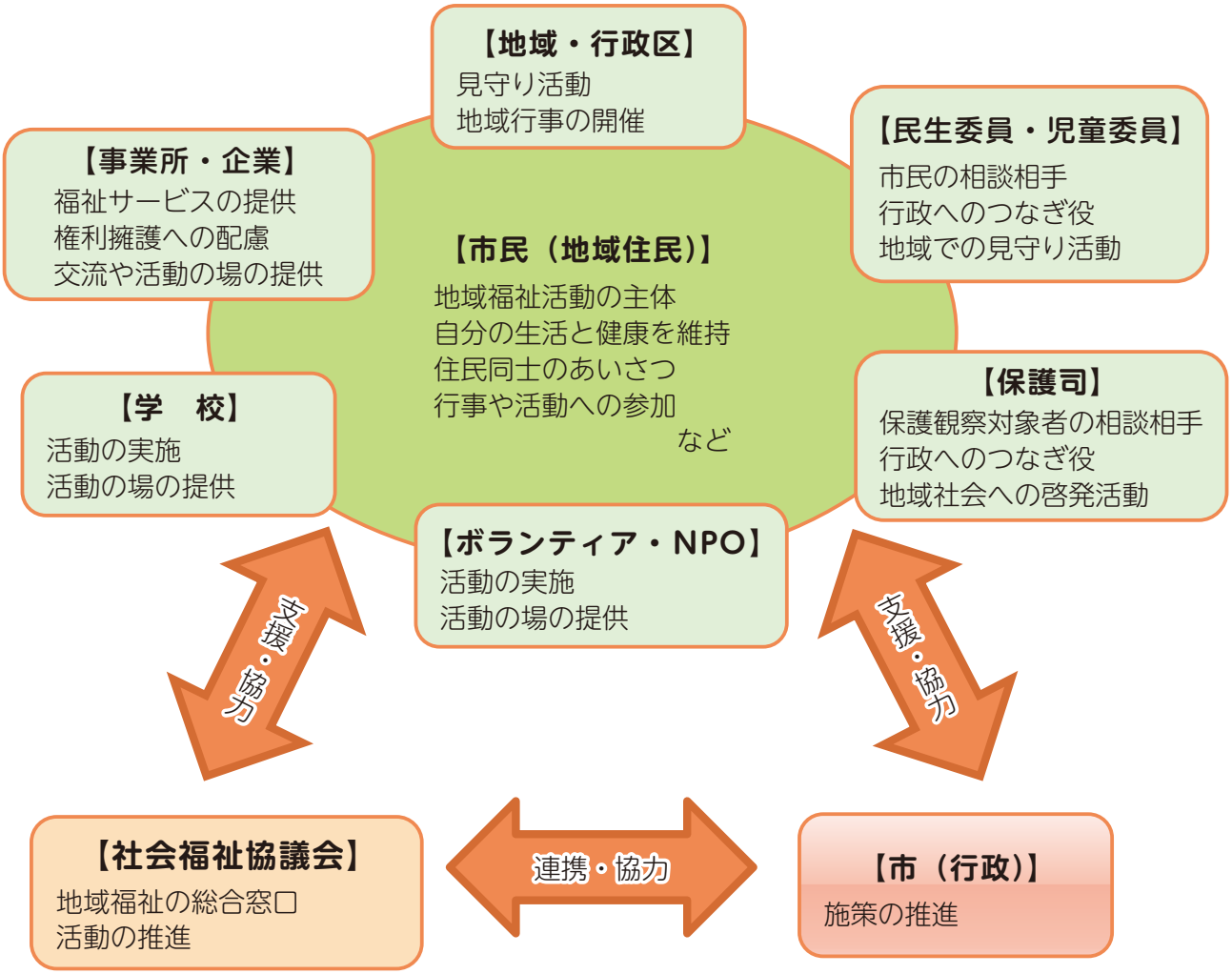

市民の役割

市民一人ひとりが、地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち、各自の役割や責務を理解したうえで、「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって、市民全体の支えあいや助けあいの機運が高まり、地域の活性化につながることが期待できます。

地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブ等）の役割

行政区をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど、身近な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが求められます。

また、団体間においては地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど、協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、様々な生活課題を抱える人にとって、身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うことが求められます。また、行政や関係機関・社会福祉協議会と連携・協力することで、課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

保護司の役割

保護司は、社会奉仕の精神をもって犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助けるとともに、犯罪予防のための啓発活動をしており、安全・安心な地域社会の維持に大切な「社会を明るくする運動」を推進しています。再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動が期待されます。

ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、共助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人とをつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

学校の役割

学校は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなく、リーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し、市民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は、自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と、権利擁護への配慮が求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、市民との交流や、行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

市（行政）の役割

市（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援します。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、安全で、安心して暮らせるまちづくりに向けて、市民、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、さまざまな活動を行っています。

また、地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、南魚沼市の地域福祉を推進する中核の機関です。そのため、市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割を担っています。

地域福祉活動の調整役として、人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組んでいきます。

2　新型コロナウイルス感染症に配慮した福祉活動等の進め方

新型コロナウイルス感染症の広がりを防ぐため、人と人との接触する機会を減らすことが求められています。これにより、地域住民等による福祉活動やボランティア活動は休止や延期等の自粛を余儀なくされています。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ、福祉活動・ボランティア活動を再開・実施する際の留意点を整理しました。

なお、この「進め方」は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式の実践例」、厚生労働省の各種通知等を参考に作成された、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」から抜粋したものです。

⑴　担い手同士で話し合う

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開にあたっては、まず、それに取り組む団体の担い手同士が感染予防を徹底し、少人数で集まったり、Web会議等を活用して話し合いを行います。担い手一人ひとりが無理をせず、今、できることは何かを考えることが大切です。

⑵　感染防止等について担い手自身正しい知識を身につける

福祉活動やボランティア活動に取り組む団体やその担い手一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症の地域における流行状況や感染防止の方法等、正しい知識を身につけ感染拡大防止に取り組むことが大切です。

⑶　福祉活動の再開方法等を検討する

活動を再開・実施する場合、「3つの密」（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い・手指消毒等の基本的な感染防止対策を導入し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減する、必要に応じ電話・手紙・メール等を活用する等、活動方法を見直し実施することが必要です。

⑷　利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する

活動再開にあたっては、それぞれの団体が取り組んでいる感染防止策を盛り込んだチラシ等を利用者や対象者に配布し、安心して参加・利用できることを伝えます。

⑸　福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る

行政区長や民生委員・児童委員等の地域のキーパーソンに、高齢者や障がい者にとっての福祉活動やボランティア活動の必要性を説明するとともに、取り組んでいる感染防止策等の情報を提供し、活動再開の理解を求めます。

⑹　相談支援体制を構築する

社会福祉協議会や市と連携しながら、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の相談支援体制を構築します。

⑺　ボランティア活動保険の加入

万一に備えてボランティア活動保険に加入するよう周知します。

「新しい生活様式とは?」

参考　厚生労働省リーフレット「通いの場に参加するための留意点」

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、3密を避けるなどの「新しい生活様式」に移行していく必要があります。

通いの場に参加する場合も、一人ひとりの基本的な感染対策が重要です。次のことに心がけて通いの場に参加しましょう。

～ 感染拡大を防ぐために ～

3密（密集・密接・密閉）を避け、**人と人との距離の確保**、**マスクの着用**、**手洗い**を心がけましょう。

～ 通いの場に参加するためのポイント ～

- 毎日、**体温を計測**し、体調を確認しましょう。
- 体調の悪いときは**休みましょう。**
- 症状がなくても**マスクを着用**しましょう。
- こまめに、**水と石けんで丁寧な手洗い**を心がけましょう。
- **1時間に2回以上の換気**をしましょう。
- お互いの距離は、**互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上**空けましょう。
- 会話をする際は、正面に立たないように気をつけましょう。

～ 飲食を伴う活動をする場合 ～

- 座席は、**横並びで座るなどの工夫**を行い、距離をとるように調整しましょう。
- **料理は個別に配膳**し、**茶菓は個別包装**されたものを用意しましょう。
- 食器やコップ、箸などは、**使い捨て**にしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう。

～ 体操など身体を動かすとき ～

- マスクを着けて運動をする場合は、**無理をせず、早めに休憩**を取りましょう。
- **こまめに水分補給や室温を調整**しましょう。

3　計画の進行管理・評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉活動計画策定委員会において、計画の進行管理及び評価を行います。

委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の進行及び評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項があった場合には、適宜計画の見直し等の検討を行います。
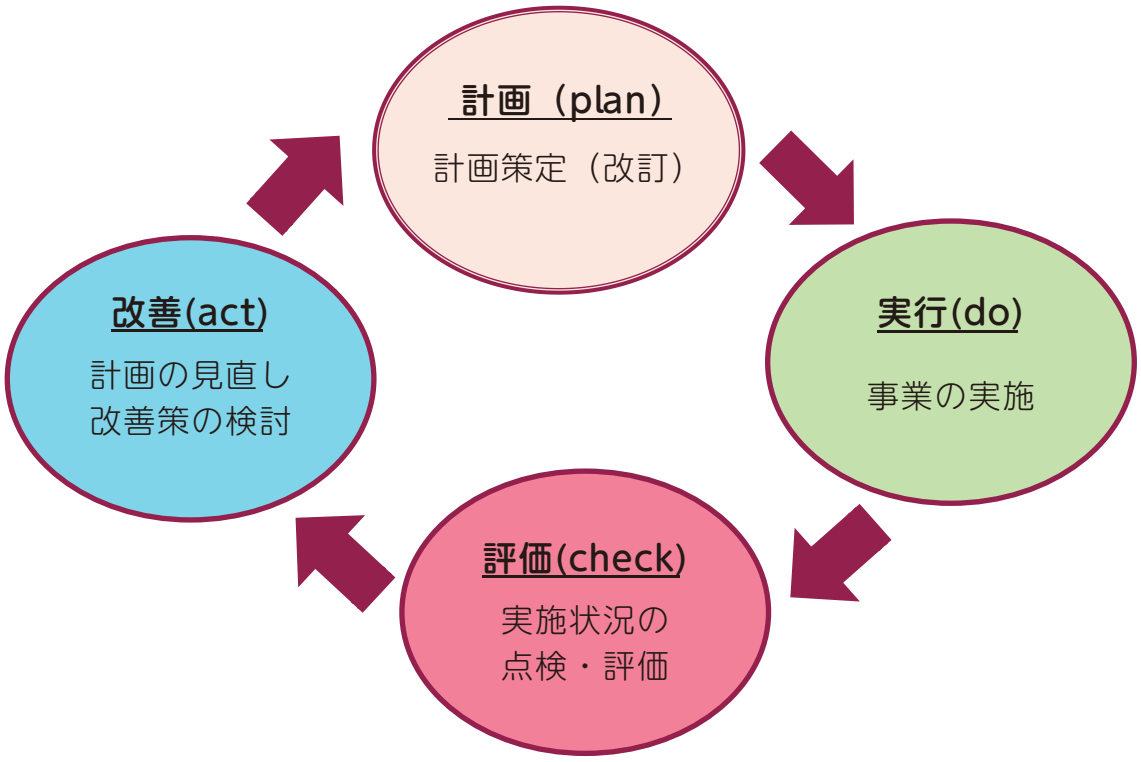
PDCAサイクルによる進行管理のイメージ